

氏 名 谷 達彦

学位の種類 博士（経済学）

報告番号 乙第301号

学位授与年月日 2014年 3月31日

学位授与の要件 学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）  
第4条第2項該当

学位論文題目 アメリカにおける地方所得税の研究

審査委員 （主査）池上 岳彦

アンドリュー・デウィット

沼尾 波子 （日本大学経済学部教授）

## 1. 論文の内容の要旨

本論文は、アメリカにおける地方所得税制度について、導入の背景と経緯、展開過程、現状、改革の方向性などを検討することにより、地方所得税が地域の課題に応じて独自に展開されている実態を明らかにし、アメリカにおける地方所得税の意義と役割を明らかにした研究である。

序章「本論文の課題」では、本論文における問題意識が述べられ、本論文の課題と構成が提示される。アメリカにおいて地方所得税が課税されている州は限られる。しかし本論文は、地方分権を支える財源として地方所得税に対する期待は世界的に高まっており、アメリカについても地方所得税の実態解明が重要だと述べている。アメリカにおける先行研究の主な論点は、地方所得税が不動産税にとって代わる、あるいは地方財源の拡充に資する可能性であった。一方で地方所得税の地方財源としての限界を強調する見解があるが、他方で地方所得税が大都市財政危機の克服に貢献したことや、簡素な仕組みで多額の税収をあげる点を肯定的に評価する見解もある。ただし、これまで主に検討されてきたのは地方所得税の全般的動向に過ぎない。そこで本論文では、地方所得税の課税実態が具体的に検討されて、地方所得税の意義が再評価される。アメリカの地方所得税は、労働所得のみに課税する労働所得税型と、労働所得に資本所得も加えた総合所得に課税する総合所得税型に大別される。本論文では、労働所得税型としてのフィラデルフィア市と総合所得税型としてのニューヨーク市の実態分析を通じて、地方所得税の多様性が解明される。

第1章「アメリカにおける地方所得税の評価」では、アメリカの地方所得税制度が概観され、地方財源としての位置、歴史的展開、制度的特徴が明らかにされたうえで、アメリカの主要な地方税研究において、地方所得税の地方税としての適性がどのように評価されているかが検討される。財政連邦主義の理論に基づく研究をみると、一方でマスグレイブおよびマクルアーは税源の移動性が相対的に低いことや公共サービスの一般的便益の対価となることを根拠に地方所得税を肯定するが、他方でオーツは税源分離により地方団体のアカウントビリティを確保する観点から不動産税を重視し、地方所得税を否定的に評価する。ただし、オーツも近年は、不動産税と地方所得税の間に効率と公平の観点からみた優劣の差は見出せないと述べている。また、地方財源の多様化を志向する立場から、政府間関係諮問委員会（ACIR）およびゴールドは不動産税の代替財源として地方所得税を肯定的に評価する。このように、地方所得税の課税が一部地域に限られるアメリカでも、地方所得税を望ましい地方税として評価する議論が展開されている。ただしそれらの議論は、労働所得税型の地方所得税には批判的であり、負担の公平性や税務行政効率化の観点から州所得税と同様の課税所得を用いる総合所得税型の地方所得税のほうを高く評価する。

第2章「フィラデルフィア市の地方所得税」では、フィラデルフィア市の地方所得税が1939年に導入された経緯および1996年から始められた減税の政策過程が分析され、減税の意味が検討されている。地方所得税の減税は、市経済の活性化を図ることを名目として行

われているが、減税の規模は小さく、実質的には累積した財政黒字を住民に還元する減税としての性格が強いことが本章で明らかにされている。経済団体などからは地方所得税から不動産税へのシフトを推し進める圧力が強くかけられているものの、1960年代以降、不動産税を上回る税収を調達し、基幹税として定着している地方所得税の地方財源調達手段としての地位は揺らいでいない。

第3章「ニューヨーク市の地方所得税」では、累進税率の採用、低所得者向け税額控除の導入などの面で応能性に対する配慮が目立つニューヨーク市の地方所得税について、その導入過程、現状、制度の特徴および近年の改革論が検討される。ニューヨーク市の地方所得税に累進税率が採用されたのは、1966年の導入の際に負担の垂直的公平が重視されたからである。垂直的公平を重視する点は、所得格差拡大への対応が課題となった2000年代以降においても同様である。連邦と州の所得税の賦課を免れながらも地方所得税を負担しなければならない低所得者の存在が問題とされ、連邦と州で既に導入されていた還付可能型税額控除である勤労所得税額控除（EITC）と児童税額控除（CCC）がニューヨーク市の地方所得税にも導入され、低所得層の負担軽減が図られた。本章は、市の地方所得税の負担構造が累進的であり、応能課税の役割を担うことが期待されていることを強調する。

第4章「大都市圏における通勤者課税の課題」では、ニューヨーク市の通勤者税が1999年に廃止された要因の検討を通じて、地方所得税における通勤者課税の課題が検討される。本章は、ニューヨーク市の通勤者税が廃止された経済的要因として、多額の累積黒字の存在を指摘する。また、政治的要因として、1966年の導入の際には通勤者税を支持したニューヨーク州議会の下院が1999年には廃止を支持したことを挙げ、その理由として、下院民主党内部において1970年代半ば以降ニューヨーク市外選出の議員の勢力が増加したため、ニューヨーク市外の利益が重視されたことを指摘する。この事例は、大都市圏において、通勤者税を課税する大都市と郊外団体との間に鋭い対立が生じていることを示す。

終章では、アメリカの大都市における地方所得税の意義がまとめられる。第1は、財源調達手段としての意義である。フィラデルフィア市、ニューヨーク市の両市において、巨額の財政赤字が発生したことを契機として、均衡予算の達成に必要な新しい財源調達手段として地方所得税が導入された。その理由は、市外からの通勤者に課税できることや、源泉徴収を通じて税収の大部分を調達するため、徴税の困難さが比較的小さいことである。第2は、応益課税としての意義である。公共サービスの受益者には市外からの通勤者も含まれるが、通勤者課税は中心都市と郊外地域との対立を招くため、税率のあり方や「代表なき課税」への対策などの面で持続可能性を高めるための制度設計が課題となる。第3は、応能課税としての意義である。ニューヨーク市の地方所得税は、応能課税としての役割を連邦および州所得税とともに担う。しかし、アメリカの地方所得税の多くは労働所得税型であり、全体的にみれば応能課税としての役割は大きくない。とはいえ、労働所得税型地方所得税においても低所得層の負担軽減が課題となっている。

## 2. 審査の結果の要旨

アメリカの地方所得税を研究した本論文は、以下の点で大きな意義をもつ。

第1に、本論文は、アメリカの地方税制研究の主要な議論および全国的な都市財政の動向を確認したうえで、東部・中西部の大都市における税財政運営の実態を詳細に分析し、従来のアメリカ地方税制研究が不動産課税を偏重してきた傾向を批判し、地方所得税の重要性を見出している。もちろん現在も「北米地域の主要な地方税は不動産税のみである」との視点に立つ議論はみられる。しかし、治安維持・道路といった狭い意味の「公共財」だけでなく、福祉・保健・教育などの社会サービスをも担う大都市において、財源調達力・応能性・応益性などを備えた地方所得税が基幹税となりうることは、本論文が明らかにした通りである。

第2に、本論文は、アメリカの地方所得税が労働所得のみに課税する労働所得税型と、総合所得に課税する総合所得税型に大別されることを明らかにし、フィラデルフィア市とニューヨーク市をそれぞれの典型例として分析を行った。前者は応益性を重視し、後者はそれに加えて応能性も重視する点が強調され、地方所得税の多様性が明らかにされている。そのなかで、フィラデルフィア市については、歴史的にみた同市の特別な優越的地位が指摘され、またニューヨーク市については超過累進税率のみならず独自の税額控除などを通じて所得再分配が重視されていることが強調される。しかも、本論文が制度の説明に偏ることなく、むしろ両市の経費支出に示される都市政府としての役割との関連および課税実態、とくに階層別・地域別の負担構造まで踏み込んで解明した点は高く評価される。

第3に、本論文は、地方税制をめぐる政治制度と政策過程を分析した点にも特徴がある。連邦制国家であるアメリカの場合、都市の税制改革においても州が最終的な決定権をもつ。また、その政策決定の仕組みは州ごとに異なる。本論文は、フィラデルフィア市とニューヨーク市がそれぞれ地方所得税を導入した経緯およびその後の改正について、各市における市長の方針、それを取り巻く市政状況、諮問機関の提言、そして州政府・議会の動向を分析する。とくに、通勤者課税をめぐる市内外の利害が対立する。本論文では、それらを含む政策過程が、政策文書、報道などを用いて詳しく分析される。その結果、地域間対立をはらみつつも、地方所得税が両市において持続性をもって運営されてきたことが明らかにされている。

第4に、本論文は、地方所得税の多様性を国際比較まで広げて分析する基盤となる研究である。たとえば、日本の地方所得税である個人住民税所得割は、総合課税型である点ではニューヨーク市に近いが、応益性を重視して比例税率をとる点ではフィラデルフィア市に近い。ただし、個々の地方公共団体が課税自主権を発揮して超過課税を行う場合は累進税率をとる可能性を認めるべきだ、との議論もある。また、日本における通勤者課税の可能性もしくは困難さについて議論することも可能である。アメリカにおける地方所得税の課税実態および議論を詳細に解明した本論文は、日本における地方税制改革の議論にも示

唆を与える。

以上の理由により、本論文は博士論文としての水準に達しているものと評価できる。今後の課題としては、地域の社会・経済・政治構造の視点から、不動産課税を中心とする都市との財政構造比較、都市財政における売上税の役割、州レベルの所得税における制度の多様性、日本をはじめとする諸外国の地方所得税との比較、といった観点から研究をさらに発展させることが望まれる。